別表六（六）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「⑿　＞　５　％　の　場　合　$\frac{9}{100}+(⑿-\frac{5}{100})\times0.3$（小数点以下３位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）」　⒀　の欄は、平成29年４月１日から平成31年３月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「0.1又は」を消し、同年４月１日以後に開始する各事業年度にあつては「又は0.14」を消すこと。

3　「税　額　控　除　割　合　⒀又は⒁（⑽＝０の場合は0.085）」　⒂　の欄は、当該事業年度が租税特別措置法第42条の４第８項第４号に規定する設立事業年度である場合には、「0.085」と記載すること。

4　「(6)＞10％の場合の特例加算割合　$(⑹-\frac{10}{100})\times2$（小数点以下３位未満切捨て）（0.1を超える場合は0.1）」　⒅　の欄は、当該事業年度が平成29年４月１日から平成31年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合（別表六（九）「19」の欄に金額の記載がある場合を除く。）にのみ記載すること。

別表六（十二）及び別表六（十四）を削る。

別表六（十一）の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六（二十三）「７の㉔」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六（二十七）「７の㉕」）」に改め、同表の記載要領第11号中「別表六（二十三）付表「２」」を「別表六（二十七）付表「２」」に改め、同表を別表六（十四）とする。

別表六（十一）の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六（二十三）「７の⑩」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六（二十七）「７の⑪」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六（二十三）「７の⑨」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六（二十七）「７の⑩」）」に改め、同表の記載要領第１号中「特別控除）、」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の９第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」を加え、「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の９第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を加え、同表第11号中「当該」を「その」に改め、同表第11号中「「差引改定取得価額((8)－(9))　⑽」」を「「差引改定取得価額　(8)－(9)　⑽」」に、「「差引改定取得価額　$20億円\times\frac{((8)-(9))}{((8)-(9))の合計額}$　⑽」」を「「差引改定取得価額　$20億円\times\frac{(8)-(9)}{((8)-(9))の合計額}$　⑽」」に改め、同表第四号中「別表六（二十三）「７」又は別表六（二十三）付表「２」」を「別表六（二十七）「７」又は別表六（二十七）付表「２」」に改め、同表を別表六（十一）とする。